

社会保障審議会少子化対策特別部会 第1次報告

— 次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けて — (平成21年2月24日)【概要・ポイント版】

- 本部会は、次世代育成支援のための新たな制度体系の設計のため、昨年3月に検討開始、5月に「基本的考え方」をとりまとめ。
- 今後の新たな制度体系の詳細設計に向け、保育を中心に議論の中間的なとりまとめを行うもの。

1 これからの保育制度のあり方について

- 保育をとりまく近年の社会環境の変化（検討の背景）
 - ・ 保育需要の飛躍的増大、ニーズの深化・多様化（働き方の多様化、親支援やすべての子育て家庭への支援の必要性）
 - ・ 人口減少地域における地域の保育機能の維持
 - ・ 急速な少子高齢化に伴う役割の深化（女性が「就労」を断念せずに「結婚・出産・子育て」ができる社会の実現を通じ、社会経済・社会保障制度全体の持続可能性を確保するという緊急的・国家的課題に関わる役割）等

◆ 現行の保育制度の課題

○ スピード感あるサービス量の抜本的拡充が困難

i) 利用保障の弱さ

現行制度は、市町村に「保育の実施義務」を課し、市町村の義務履行を通じ、保護者に保育所が利用される仕組み。

ただし、「保育の実施義務」には「例外」があり、保育所が足りなければ、「その他適切な保護」（認可外のあっせん）でも可。

ii) 認可の裁量性による新規参入抑制

保育所の認可権者である都道府県に広い裁量有り。待機児童がいる市町村で客観的基準を満たしても、必ずしも認可されず。

iii) 保育の必要性の判断と受入保育所決定の一体実施に伴う需要の潜在化（窓口等での潜在化）

○ 深化・多様化したニーズへの対応が困難

i) 保育の必要性の判断基準のあり方

「保育に欠ける」か否かの判断基準が条例に委ねられており、保育所が足りないと、財政状況との兼ね合い等で基準を厳格に。

ii) 保育の必要性の判断基準の内容

夜間や短時間、求職者だと認められにくい、同居親族がいると認められない等。

○ 認可保育所の質の向上

職員配置、保育士の養成・研修・処遇等

◆ 新たな保育の仕組み ※その実現には財源確保が不可欠

① 市町村が、保育の必要性・量、優先的利用確保（母子家庭、虐待等）の要否を認定。

※ 受入先保育所の決定とは独立して実施（需要の明確化）。認定証明書の交付、認定者の登録管理、待機児童の情報開示を行う。

※ 保育対象範囲、優先的利用確保の基本的事項は、国が基準を設定。

※ パートタイム、早朝・夜間の就労、求職者、同居親族がいる場合も必要性を認定。専業主婦家庭にも一定量の一時預かりを保障。

② 例外ない保育保障：認定を受けた子どもには、公的保育を受けることができる地位を付与。

③ 市町村の実施責務の明示（例外ない公的保育の保障責務、質の確保された提供体制確保責務、利用支援責務、保育費用の支払義務）

④ 利用者が保育所と公的保育契約を締結。

※ 保育所には、応諾義務（正当理由なく拒んではならない）と、優先受入義務（母子家庭、虐待等の優先受入決定）。

⑤ 参入は最低基準により客観的に判断。指定制を基本としつつ、検討。

⑥ 所得に関らず一定の質の保育を保障するため公定価格。必要量に応じた月額単価設定を基本。

○ 認可保育所の質の向上：財源確保とともに詳細検討

・ 保育指針に基づく保育のため、職員配置、保育士の処遇、専門性確保等、施設長や保育士の研修の制度的保障、ステップアップの仕組み等

1 これからの保育制度のあり方について(続き)

◆ 現行の保育制度の課題(続き)

○ 認可外保育施設の質の向上

約23万人にのぼる子どもが利用。利用者の6割は、認可保育所と比較の上で、空きがない等の理由で認可外保育施設を利用。すべての子どもに健やかな育ちを支える環境を保障する必要。

○ 人口減少地域における保育機能の維持・向上

現行は「小規模保育所」でも、定員20人以上が必要。一方、地域の子ども集団の中での成長を保障する必要性。

◆ 新たな保育の仕組み(続き)

○ 認可外保育施設の質の引上げ

- ・ 最低基準への到達に向け、一定水準以上の施設に対して一定期間の経過的財政支援
- ・ 小規模サービス類型の創設

○ 地域の保育機能の維持・向上

- ・ 小規模サービス類型の創設
- ・ 多機能型の支援

等

2 放課後児童クラブについて

◆ 現行制度の課題

- 制度上の位置づけが、市町村の努力義務にとどまっており、利用保障が弱い。質の確保はガイドライン等で対応している。
- 財源面についても、裁量的補助であり、国庫補助基準額と運営費用の実態の乖離が指摘。従事者の処遇も厳しい状況。

◆ 新たな制度体系における方向性

- 質を確保しつつ量的拡充を図ることが重要。
- 基準の必要性やあり方等、制度上の位置づけ(実施責任、利用・給付方式等)、財源面の強化について、さらに検討が必要。

3 すべての子育て家庭に対する支援について

◆ 現行制度の課題

- 各種の子育て支援事業は、市町村の努力義務にとどまっており、実施状況に大きな地域格差。
- とりわけ、一時預かりについては、保育との公費投入の公平性の観点からも、一定の利用保障が求められる。

◆ 新たな制度体系における方向性

- すべての子育て家庭に対する支援の強化が必要。
- 一時預かりの保障強化に向け、制度上の位置づけ・財源面の強化について、さらに検討が必要。
- 各種事業の制度上の位置づけ、財源のあり方等さらに検討。

4 情報公表・評価の仕組みについて

- 職員の雇用形態や経験年数等を含め、サービスの質に関する一定の情報につき、公的主体による情報公表制度の具体化を検討。

5 財源・費用負担について

- 少子化対策は社会経済や社会保障の持続可能性の根幹にかかわるもの。新たな制度体系の実現には財源確保が不可欠であり、社会全体で重層的に支え合う仕組みが必要。新たな制度体系の全体像を検討する中で、以下の点について、引き続き検討。
 - ・ 地方負担については、不適切な地域差が生じないような仕組み、また、公立保育所一般財源化の影響を踏まえた議論
 - ・ 事業主負担については、働き方と関連の深いサービスなど受益と負担の連動、働き方の見直しを促進するような仕組み 等

- 今後、本報告を踏まえ、「包括性・体系性」「普遍性」「連続性」を備えた新たな制度体系の具体化に向け、税制改革の動向も踏まえながら、検討を続けていく。